宿泊約款

第1条 (適用範囲)

- 1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 (宿泊契約の申込み)

- 1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - ① 宿泊者名
 - ② 宿泊日及び到着予定時刻
 - ③ 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - ④ その他当館が必要と認める事項
- 2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 (宿泊契約の成立等)

- 1. 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊 契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその 旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 (申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないことと する特約に応じることがあります。
- 2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 (宿泊契約締結の拒否)

- 1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - ② 満室により客室の余裕がないとき。
 - ③ 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する 行為をするおそれがあると認められるとき。
 - ④ 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - ⑤ 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - ⑥ 宿泊しようとするものが、明らかに支払い能力がないと認められたとき。
 - ⑦ 宿泊しようとする者が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当館の 秩序を乱す恐れがあると認められるとき。
 - ⑧ 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ⑤ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

- ⑩ 宿泊しようとする者が、次のアからイに該当すると認められるとき。
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - (イ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - (ウ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- ① 沖縄県旅館業法施行条例 第5条((1) 宿泊しようとする者がでい酔し、又は言動が著しく 異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。(2) 宿泊しようとする 者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあ ると認められるとき。)の規定する場合に該当するとき。

第6条 (宿泊客の契約解除権)

- 1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後4時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 (当館の契約解除権)

- 1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - ① 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする おそれがあると認められるとき。又は同行為をしたと認められるとき。
 - ② 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - ③ 宿泊客が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - ④ 宿泊客が、明らかに支払い能力がないと認められたとき。
 - ⑤ 宿泊客が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当館の序を乱す恐れがあると認められるとき。
 - ⑥ 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ⑦ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - ⑧ 宿泊客が、次のアからイに該当すると認められるとき。
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - (イ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - (ウ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - ⑨ 沖縄県旅館業法施行条例 第5条((1) 宿泊しようとする者がでい酔し、又は言動が著しく 異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。(2) 宿泊しようとする 者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。)の規定する場合に該当するとき。
 - 10 指定場所以外での禁煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条 (宿泊の登録)

- 1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館が指定した集合場所において、次の事項を登録していただきます。
 - ① 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - ② 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - ③ 出発日及び出発予定時刻
 - ④ その他当館が必要と認める事項
- 2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条 (客室の使用時間)

- 1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後4時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - ① 午後3時までは、室料金3分の1
 - ② 午後6時までは、室料金の2分の1
 - ③ 午後6時間を過ぎる場合は、室料金の全額

第10条(利用規則の遵守)

1. 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条 (営業時間)

- 1. 当館の主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
- 2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、 適当な方法をもってお知らせします。

第12条(料金の支払い)

- 1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めたクレジットカード等これに代わり得る 方法により、当館が請求した時、指定した場所にて行っていただきます。
- 3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 (当館の責任)

- 1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊 客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由 によるものでないときは、この限りではありません。
- 2. 当館は、万一の火災等に対処するため、ホテル賠償責任保険に加入しております。

第14条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一 の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の 補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供でき ないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条(寄託物等の取扱い)

- 1. 宿泊客がスタッフにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、お預けになった物品が現金または貴重品である場合、宿泊客がその種類及び価額の明告を行わなかったときは、当館は一切その損害を賠償いたしません。
- 2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品であってスタッフにお預けにならなかったものにつ

いては、当館の故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合以外は、当館は、賠償いたしかねます。当館が賠償する場合であっても、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。なお、スタッフにお預けにならなかった現金及び貴重品については、当館は一切その損害を賠償いたしません。

第16条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客が集合場所においてチェックインする際お渡しします。
- 2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当館に置き忘れられていた場合、法令に基づいて当館が相当と考える措置をとることとします。当該手荷物または携帯品の所有者が明確に判明したときは、当館は、その裁量に基づき、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めることができる(ただし、義務ではない)ものとします。
- 3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条 (駐車の責任)

1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合・車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条(宿泊客の責任)

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

刘衣弟! 相右科亚寺OPI凯(第 2 未弟) 境及O第 12 未弟 ! 境国际/									
			内	訳					
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	1 2	基本宿泊料(室料または延長料金) サービス料(①×10%)						
	追加料金	3 4	追加飲食 サービス料(③×10%、一部対象外)						
	税金	5	消費税						

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の 通知を 受 けた日 契約申込人数		不泊	当日	前日	2 日 前	3 日 前	7 日 前	21 日 前
— 般	9名まで	100 %	100 %	100%	30 %	30%	30%	0%
団 体	10名以上	100 %	100%	100%	100%	100%	50%	20%

- (注)1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 - 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分(初日)の違約金を収受します。
 - 3. 団体客の一部について契約の解除があった場合、宿泊の21日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については違約金はいただきません。